

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷八十二第

行發日一月四年四和昭

## 論叢

醫師と營業課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
マルサスの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 講演

長崎の機船底曳綱漁業と金融情况 . . . . . 法學士 長谷川安次郎

## 說苑

フランスの新貨幣制度に就て . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒  
英蘭銀行の成立及び發展過程に就て . . . . . 經濟學士 一谷藤一郎  
大阪爲替會社の業績 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎  
最近の諸國幣制改革の傾向 . . . . . 經濟學士 島 本 融

## 雜錄

京都府に於ける士卒の歸農商に就て . . . . . 經濟學士 堀江 保藏  
英國新聞界のコンツエルン . . . . . 經濟學士 磯部 喜一  
國際統計協會と國際聯盟 . . . . . 經濟學士 菊田 太郎

(禁轉載)

# 大阪爲替會社の業績

菅野和太郎

## 第一 大阪爲替會社の利益分配方法

我國最初の銀行たる大阪爲替會社は、其の成立並びに營業上に於て、明治新政府より多大の援助誘導を享けた。即ち明治新政府が外國資本主義の壓迫に對抗するがために採つた富國強兵策の最初のものは此の爲替會社に外ならなかつたから、會社は其の營業上に政府より一方ならぬ誘導を享けたのである。かくの如く明治新政府の親權主義によつて其の營業を誘導されたところの大坂爲替會社は果して如何なる業績を擧げたであらうか。

先づ會社が其の損益分配上に就いて如何に規定したかを究めよう。大阪爲替會社規則第十八條に其の利益分配方法が規定されて居るが、其の條文を其の儘示せば次の如くである。

### 第十八條

爲替會社利得壹萬兩有之候は、

但本文所得と有之候は壹ヶ月一分五厘にて貸附金子差出し候ものへは壹分の割合を以利足相渡候に付則五厘つゝの過金有之其の餘手形貸等にて益金相成候得分に有之候

金壹萬兩 所得

内

金三千三百三十兩餘 別段積立備金

金三千三百三十兩餘 爲替會社諸雜用手代其外月給手當等仕拂

金三千三百三十三兩餘 最初より差加金いたし者へ出金高に應じ割渡

但商社之ものにて爲替會社元備金へ最初より差加候者は此割合一步五厘に相當り候迄は割渡候事

之によつて明なる如く、利益の三分の一は、別段積立備金に積立てられたのであるが、之は會社設立の當初にあつては恰も會社税の性質を有して、其の使途は船舶を造り、工業を興し、或は非常の事變に際し政府に納入するといふことであつたが、後に至つて之を會社の所得に歸せしめた。尙此の規定によれば、従業員の手當等は、利益があれば給與されるが、若し利益がなければ給與されないことになり、而かも其の給與額は營業期によつて相違したのである。蓋し會社の利益が每營業期常に相等しいといふことは有り得べからざることであるから、其の利益の三分の一を割り當てたところの手當等の給與額も亦變動せざるを得なかつたのである。併し其の後即ち明治三年八月より、身元金高に配當さるべき金額の内、三割を日勤者の手當として給與し、残りの七割を社中へ配當したやうである。<sup>2)</sup>

## 第二 大阪爲替會社の成績

1) 明治財政史 第十二卷 350頁

2) 莊保家文書

以上の如き方法で配當さるべきところの利益は何處から發生するかといふに、右の條文中にもある如く、資金貸借の利息の差額が其の利益の大部分を占めたことは勿論であるが、尙此の外に爲替利益、兩換利益及び洋銀並びに古金銀賣買利益等もあつた。會社は初めは常に利益を擧げて居たやうであつて、例へば明治二年九月より同三年六月迄の營業期間中の差引益金は、金二萬五千六十五兩一分二朱、錢三百五十六文であり、明治三年七月より九月迄の益金は、金九千二百九十七兩、錢五百三十九文、同十月より十一月迄は、金一萬五千七百五十七兩三步三朱、錢四十二文、同三年十二月より同四月二月迄は、金九千四百八十三兩二分三朱、錢百二十七文であり、同五年三月より同五月迄は、金七千六圓四十一錢五厘五毛であつた。此の利益が規則通りに確實に三分されて、一つは積立金として積立てられ、他の一つは之を社中へ配當し、殘の一つが諸入用に充てられたことは、三井家の受けた利益配當額によつて之を知ることが出来る。<sup>2)</sup>

而して其の利益の内容は如何であつたかといふに、其の一例として明治二年九月より同三年九月迄の状態を、爲替會社勘定仕上ケ取調書<sup>1)</sup>より抜き出してみやう。

益 金

一金八萬貳千七百六拾九兩三步貳朱

商社貸并組合引當貸出し金己九月分々午六月迄利息取立高

一金三千四百四拾三兩三步三朱

請方爲換取組打金并兩替儲分

メ金八萬六千貳百拾三兩三步壹朱

内出拂

金壹萬八百五拾兩

通商司納元金貳拾壹萬七千兩二月々六月迄月一步利息

1) 會社全書 五  
 2) 三井家文書 五  
 3) 會社全書 五

金三萬九千貳百拾六兩三步貳朱

兩會社身元金并に差加金高七拾萬三千貳百七拾七兩利足金高渡

金五千六百七拾九兩三步三朱

金券百七拾萬三千四百五拾兩高請入用五萬三千六百三拾貳兩三朱之内拂出し殘金年

錢三百五拾壹文

賦拂出し可申候

金五千四百壹兩貳步

錢券百六拾萬八千三拾四貳百文拵高請入用カ千四百壹兩貳步錢五百三拾九文之内此

錢五百三拾九文

度附出差引殘金者製造器械並に殘紙其外錢券に係り候品々賣拂代を以仕理方相附可申

此處金貳朱引 代壹貳百五拾文

候事

差引

金貳萬五千六拾五兩壹分貳朱

錢三百五拾六文

此三ツ割

金八千三百五拾五兩貳朱

積立金

金八千三百五拾五兩貳朱

諸雜用月給

錢三百五拾六文

金八千三百五拾五兩貳朱

身元金高に應割渡し

會社は以上の如く營業期間中には殆んど每期利益を擧げて居たが、愈々明治六年三月會社が解散するといふ際涯に至ると、次の如き缺損が現はれた。之は主として従來財産として計上されたところの貸出金が、返済不能となつて貸倒れたがためである。明治六年三月の貸借對照表は次の如くである。

負債

一金百八十五萬三千四百五拾圓

金券發行高

一金五拾貳萬六千九百七拾八圓三拾五錢三厘六毛

諸方預り金

合金貳百三拾八萬四百貳拾八圓三拾五錢三厘六毛

財產

一金百五拾萬圓

準備金

一金拾萬千貳百九拾圓

右の内百三拾五萬圓二分金益百兩に付七兩二分の割

一金三拾萬五千四百九圓一拾六錢三厘

有金

一金拾八萬四百貳拾圓一拾 銀八厘五毛

貸付の内當年中取入高

一金 千七百八拾壹圓一拾壹錢壹厘貳毛

諸方為換差引戻取入高

合金貳百一萬貳千八百六十一圓四錢八厘七毛

差引損失

貳拾八萬三千一百六拾壹圓一拾壹錢 毛

外に金 拾 萬六千七百一拾七圓八拾錢三厘壹毛

社中身元金

僅々三四年といふ短年月に醸したかくの如き巨額の缺損を會社が如何に處分したかは、項を改めて之を説明しよう。

### 第三 井上大藏大輔の處分案

明治五年十一月十五日に制定せられた國立銀行條例によれば、若し爲替會社が好成績を擧げて

居たのであれば、容易に國立銀行に變更されることを得たのであるが、大阪爲替會社は前に述べたる如く莫大なる損失を招いて居たため、終に解散の止むなきに至つた。

そこで明治六年三月大藏大輔井上馨は、政府より爲替會社を便宜處分すべしとの委任を受け、紙幣頭芳川顯正と共に大阪及び其の他の爲替會社處分のために京阪に赴いた。而して一行は大阪爲替會社に就いて、其の財産負債を調査し、其の結果左の如く非常に寛大なる處分方法を案出して、會社に其の同意を求めた。

今般國立銀行條例頒布の舉あるに由り明治己巳以來西京大阪神戸諸所創立の爲替會社の體裁を變換せざるを得ざるの場合に立至り當時結社の本源に溯り變體の方法を設くること左の如し

第一條 國立銀行條例に従へば從來設立せる諸般の爲替會社たりとも更に此條例を踏み國立銀行に變形することを得るの法なれども今此會社起源の體裁と即今の有様を注目するに第一大阪爲替會社の資本金四拾六萬六千五百六拾五圓八拾錢三厘壹毛にして預金五拾貳萬六千九百七拾八圓三拾五錢三厘六毛金券を發行すること百八十五萬三千四百五拾圓にして其準備とし百六十萬千貳百五拾圓と有合金三拾萬五千四百九圓七拾六錢三厘あり諸方貨付高は六拾四萬六千九百九拾壹圓六拾七錢壹厘六毛此上諸方爲替尻可取入萬九千七百八拾壹圓四拾壹錢壹厘二毛あり其貸付高の内より取立の出來すべき高と出來すべからざる高とを區別するに取立の出來すべき分は拾八萬四百貳拾五圓八拾六錢八厘五毛ありて出來すべからざる分は四拾六萬六千五百六拾五圓八拾錢三厘一毛あり是故に何様の方法を施用するも右の條例を踏み國立銀行に變形する能はず若し強て之を變形せんと欲する時は遂に其會社を分解せざるを得ざるの場合に立至れり

第二條 凡世間何様なるを論ぜず多人相集りて會を結び社を立る到底其功を奏すること能はずして意に其社を散し會を解かざるを得ざるの場合に至るときには當初差出せる本資金を没入するは勿論のことにもし尙不足を訴ふるときは當初出金の

割合に應じて更に多少の増額を拂出さしむるは是宇宙の公法にして諸會社の慣行する所のものなり故に今此會社を結局するに至りて其本資を没入する尙不足を生ぜば其不足金の金高を拂出さしむることこれ至當のことなれども抑々此會社の起源を尋ねるに維新以來通商司の慈惠に由て結締せるものにして其金銀貸借の際に於けるも關係の官吏或は其肘を掣き即今の有様に立至る聊か其實を辭すること能はざるものあり是を以て今之を變形するに付下載特權の恩典を會社に附與せざるを得ざらんし

第三條 即今會社に貯有する準備金當座有合金並即今取立可出來分の貸附金額を以て發行金券並預り金券を返戻するに付其本資金を没入するも尙ほ貳拾八萬三千五百六拾壹圓三拾壹錢九毛の不足を生ぜり此不足高丈は大藏省より無利益にて貸渡す可ければ須からく此高を準備有合金等に合せて發行の金券を引換及世人より預かれる金額を返却すべし

第四條 右の如く實際會社を分解するも愈々分解と號せば或は世間此會社よりして遺債を負するもの詐偽を飭りて返金をなさざるの恐れあり故に會社の改正と號し從來府下に取附けられたる油穀の相場會社の取扱をば向後此會社の株主等へ政府の收稅官吏の代りとして任ず可ければ其株主等の内にて方正老實の人物三名を選て相場所へ差出し金券の引揚並に預金の返入の濟みし後一切其會社の名號を以て金銀貸借等從來取行ひ來れる商業は取止め只其貸付金の取立方のみを其相場所に於て取扱ふべきなり但爾商社貸付高の内貳拾四萬五千四百四拾八圓參拾壹錢貳厘五毛は滞債となり追て大藏省より公債證書を以て購取る可き類中の者たれば此金高の公債證書は今度大藏省より貸渡す所の貳拾八萬圓餘の返却を終る迄は大藏省へ控へ置き年々會社へ購取る可き利息高並に向後續に中たる時元金の拂返も共に返却の廉へ差引べし返却皆済の後はその残りの證書は株主等へ下渡す可ければ此證書を賣拂ひ或は餞中りを待として其身元金收却の内へ入れて可なり

第五條 金券の交換及預り金の返入等に付貳拾八萬餘圓を大藏省より貸渡すと雖も之を返却するに至りて其株主等又其方便なかる可し上載油穀の相場所の取扱を任するものは畢竟其稅額の内相場會社請入費定額を引去り十分の五通り公稅相納殘り五分通りは手数料として其會社へ下渡すべければ其高悉皆大藏省へ上納致すべし但し此相場所の取扱を任して其手数料の部分を附與するものは大藏省より貸渡す所の金高の收却を期とするものなれば豫め其年月の長短を論ぜず其金額の收却全濟す



る時には其相場所は相殿して一切其株主等へ委託せざるべし或は其本資金の收却に至る迄も其取扱を要望する者も有る可けれども是一切差許さざる可し何となれば其相場所の手數料なるも全國歳入税額の一部分たるを免れずして政府此高を會社の爲に擲棄するなれば會社も亦其本資金を損するは至當の事なればなり

但會社より三名の人物を相場所へ差出して其事務を取扱はずべしといへとも其他の人員は従前の人物を使用し更に改まるべし

第六條 會社の預り金を返却するには其頭取共よりして取扱ふは勿論の事なれども金券引揚の事件は紙幣寮より官員を差出して監督せしめ引揚せしむべければ其發行高丈の準備金額は大藏省へ預け置く可し然る時には其金券流通の府縣へ布告し適宜金高を分布して紙幣寮官員を差出して其頭取等と共に交換に従事せしむ可し但交換の期限は癸酉四月一日より八月三十一日を限り凡五箇月に交換すべし尤其期限に至り引揚たる金高最初發行したる高より減少せる時には其高丈の準備金會社の所得たるべし

第七條 前諸條の變體の方法は會社の頭取等を始め株主一同の願意を斟酌して設立せるものなれば向後其相場所の取扱を姑め其貸附金取立並其手數料の上納等の件に付ては聊か違則の舉動あるべからず若し其間に於て不正の舉動あるを發見せる時には上載の恩典は直に剝奪し眞の分做法に従はしむべきものなり

前箇條書の通り致處分候に付異論無之上は請書へ連名印を付て可申出事

明治六年三月 日

大藏 大輔 井上 馨

此の處分方法によれば、會社の社中は唯其の差加金を損するのみであつたから、非常に寛大な取扱を受けるのであつた。之は、主として會社の損失が次に述ぶる如く社中の失敗によつたといふよりも、政府の干渉による處が大であつたため、政府が社中を大に同情した結果である。唯金券を引揚げ、預金を返却するに就いて、不足する處の金額は、之を政府より貸下げて貰ふこと、

なるため、新に會社の責任を増すことゝなる。尤も其の貸下金に對する償却も、有利なる方法で行はれること、即ち主として元來政府の收入であるべき相場所の手數料を以てするのであつたから、其の責任たるや、實に問題にならないのであつたが、會社の社中に取りては之は重大な問題となつた。初め井上大藏大輔から右の處分案が三月九日に會社に提示されて、其の請書への連名印が要求せられるや、會社は同日直ちに左の廻章を廻達して社中を召集した。<sup>2)</sup>

廻章

過日來會社一條に付大藏大輔様御下城被遊種々御引合申上候詰り今日只今右事件之御達有之候間願急會社に御出社可被成候旨又今日御出勤に而直々御承聞有之候方は明日八字迄に印形持參に而御登社可被下候不遲刻候様可被成下候已上

西三月九日

爲換會社

而して翌十日早朝から再び召集狀が來たので、社中一同が出席した處、右の處分案に調印せよと申渡された。然るに右の案中に大藏省よりの貸下金の件があつたため、社中は其の調印を躊躇し、皆印形を忘れた、といつて歸宅してしまつた。併し乍ら會社としては早く調印して請書を出さなければ、如何なる結果を醸すかも知れないので、再三再四督促して、終に社中七十名餘の調印を得て請書を差出し、同時に左の願書類を呈出した。

奉願上候口上覺

今般大阪爲換會社體裁御取調且爲換金券引替方其外跡々諸事取締向被仰付奉畏候則左に

一金百八十五萬三千四百五拾圓

金券發行高

一金五拾貳萬六千九百七拾八圓三拾五錢三厘六毛

諸方預り金

2) 莊保家文書  
3) 同書  
4) 爲替會社書類

合金貳百三拾八萬四百貳拾八圓三拾五錢三厘六毛

内

金百五拾萬圓

金拾萬千貳百五拾圓

金三拾萬五千四百九圓七拾六錢三厘

金拾八萬四百貳拾五圓八拾六錢八厘五毛

金九千七百八拾壹圓四拾壹錢壹厘貳毛

合金貳百九萬貳千八百六拾七圓四錢貳厘七毛

差引殘

貳拾八萬三千五百六拾壹圓三拾壹錢九毛

外に

金四拾六萬六千五百六拾五圓八拾錢三厘壹毛

社中身元金

右之通り損失相成候間差向諸方預り金返済方差岡當惑難澁難在候勿論身元金四拾六萬六千五百六十五圓八十錢三厘壹毛算外に仕候ても金貳十八萬三千五百六十壹圓三十壹錢九毛不足相成何共不體裁の取扱奉恐入候得共右金萬一時拜借仕度奉願上候返納方は東京四京同様御規則の通油數限月賣買相場所御免許被成下右手數料並前番貸出金追々取廻次第返納可仕候何卒格別の譯柄を以て拜借金且油數相場所御免許奉願上候御即濟相成下候得ば路々取締人撰左に

貸附損失

準備金

右の内百三拾五萬圓貳分金益百兩に付七兩二分の割

有金

貸付の内當年中取入高

諸方爲換差引尻取入高

惣取締人

草尾可兵衛

齊柏新助

右之通手堅く申合規則相立勉勵可仕候間願の通御聞届被成下候得ば難有奉存候以上

明治六年三月

奉願上口上書<sup>5)</sup>

大阪爲換會社印

一今般爲換會社御改正に付金券御引揚被仰渡奉長候然る處貸附等も御座候に付取廻相附候迄爲換會社之儀は從前之通會社名儀立置度奉存候間此段奉願上候以上

大阪

爲換會社

惣代 草尾 可兵衛印

同 齊 柏 新 助印

奉願上口上書<sup>6)</sup>

一今般爲換會社御改正に付金券引揚方被仰渡候に付而者右金券引揚方御規則之通奉長候依之御開濟に相成候御貸下げ金貳拾八萬三千五百六拾壹圓餘此度御下げ渡被成下置候様此段奉願上候以上

明治六年三月

大阪爲替會社

惣代 草尾 可兵衛印

同 齊 柏 新 助印

而して井上大藏大輔は、大阪と同時に西京、神戸、天津の爲替會社の處分方法も三月十七日に決定したため、造幣寮及び出納寮へ左の如く達した<sup>7)</sup>

紙幣寮へ達

西京大阪神戸天津爲替會社今般改革に付計算の上不足金相嵩み候に付金券引揚方並に預り金返戻方等に付ては會社人員都て身元金は損失に付し候ても貸下金を以て爲取計候場合に立至り就ては右準備貳歩判之儀從來其寮へ鑄造迄に預り置き候分並に以

5) 會社全書十一

6) 同書

7) 明治財政史第十二卷 433-4頁

後差出候分共凡て證券は不相渡官品に準し百枚分析並鑄換に付し入費而已爲相拂右計算を以て換り金貨等渡可被申尤是迄證券  
渡置候分は夫々引揚可被申事

但從來預地金の分何程の總高にて何程の成貨員數に相成候哉計算承り度候尤追々有會社より出納寮へ差出候分も分析の上計  
算相分り次第東京大藏省へ報告有之度尤<sup>〇</sup>社等へは當地出納寮より相達可申事

明治六年三月十七日

大藏 大輔 井上 馨

益 田 造 幣 權 頭 殿  
能 勢 久 成 殿

出納寮へ達

一金五拾貳萬五千四百四拾四圓八錢四厘

内 譯

金拾參萬參千七百參拾參圓七拾貳錢四厘 西 京

金貳拾八萬參千五百六拾壹圓參拾壹錢壹厘 大 阪

金拾萬八千四百四拾九圓四錢九厘 神 戶

右は今般西京其他爲替會社改革に付金券引揚方並預金返却不足金の廉へ書面の通御貸渡相成候筈に候條紙幣寮出張官員に斷次  
第大阪出張所に於て追々渡方可取計尤右金高の内漸次相渡候處每會社頭取共連印證書共紙幣寮官員與書印の證書を請取置可申  
此段相達候事

明治六年 月 日

大藏 大輔 井上 馨

此の結果三月二十九日芳川紙幣頭は大阪爲替會社へ左の指令書を達した。<sup>8)</sup>

書面金券引揚候に付而者當今發行の金券同局之準備金百八拾五萬三千四百五拾圓出納寮出張所へ上納可致引換願入之都合に隨

8) 三井家文書

ひ出張官員へ申立候得ば出納寮より可相渡貸渡金貳拾八萬三千五百圓餘け其會社入用之節右官員を申立次第時々都合見計出納寮より可下渡爲換會社名號は貸附金始末相附候迄從前之通相唱油穀相場所之儀は申出の通たるへき事

此の指令書によつて開商會社内に存在した油相庭會所は廢せられ、更に大藏省より堂島米會所へ合併の儀が達せられた。<sup>9)</sup>

開商社へ

從來取設有之候相庭會所今般證議の趣有之に付相廢候旨大藏省より達有之候條此段相達候也

明治六年三月

大阪府權知事

渡邊 昇

米會所へ

今般堂島米相庭會所規則變制致し元通商司に於て取扱開商社中に有之油相庭會所右米相庭會所へ合併致し爾後堂島米油相庭會所相設規則別紙の通政正相成候旨大藏省より達有之候條此段相達候事

明治六年三月

大阪府權知事

渡邊 昇

新設された堂島米油相庭會所の頭取の内に爲替會社の總頭取であつた廣岡久右衛門及び殿村平右衛門の兩名が任命され、<sup>10)</sup>而して其の相庭會所の手數料を以て貸下金の返納に當てた。

會社は政府よりの貸下金に對して、右の如く相庭會所の手數料を以て返済した外、會社滞貸金の取立高の半分をも其の返済金に充てることにしたが、明治六年三月の決算上に於ては、兵庫爲替會社、生野爲替會社、堺爲替會社並に美保ヶ關出張所への滞貸金が合計十七萬七千七百三十九圓餘あつたため、<sup>11)</sup>其の取立に就いて官府へ次の如く訴へた。<sup>12)</sup>

奉願上口上覺

9) 大阪油取引所史 8-9頁

10) 株式會社大阪堂島米穀取引所沿革 53-4頁

11) 莊保家文書

12) 三井家文書

一兵庫生野堺島根縣下三保ヶ關出張之會社操込金取廻仕度候に付而は貸出金滞り有之俄而昨申年右御縣々之御達被爲成下難有仕合奉存候然る處今以取建難行届難違仕且は今般改正に付悉皆取入方仕度候間何卒再應之御達被爲成下候様奉願上候以上

明治六年三月

大阪爲換會社

惣代

草尾 可兵衛

齊 柏 新 介

大阪爲替會社規則第一ヶ條に、若し返済方の滞るが如き場合には官府に於て嚴重に申付けるといふことが規定されて居るため、此の會社よりの願出に基いて大藏省は左の如く達した<sup>13)</sup>

兵庫縣 豊岡縣

堺 縣 島根縣

其縣管下に出張の大阪爲替會社貸出金滞の分取締方處分の儀去申八月中御達に暨及候處今般右會社改革に付出張の上夫々取調候處多分の損金にて不足相立去金券引揚方は已に別段御達候次第柄にて身元金は不殘損失に爲致候上猶貸下金を以て金券引換預り金返戻爲及候場合に立至り候間前條貸出金取廻方急務に候得共素々相對の品に付自然會社より願出候儀にも候は可然御取計ひ有之候様致度尤取立出來候は其員數爲心得御報知可有之候也

癸酉三月

大藏大輔 井 上 馨

尙政府貸下金の返済に關する勘定を整理するため、井上大藏大輔は大阪府等へ次の如く達した<sup>14)</sup>

大阪府 兵庫縣 へ

13) 明治財政史第十二卷 443頁

14) 同上

當地爲換會社別紙規則の通り處分候に付此書に準據し夫々取締可致候尤同社より貸付金或は米油相場所手数料等を以返納等追々相立候次第故月々勘定帳其府に請取大藏省に可差出事

明治六年三月

大藏大輔 井 上 馨

かくして井上大藏大輔は大阪爲替會社の處分を終了し、同時に他の四箇所の爲替會社の處分も終了したため、其の顛末を報告したが、同時に當時政府の財政は殊に國難を極め、其の結果會社に貸下ぐべき資金に缺乏して居たため、暫時紙幣寮貯藏の未發行紙幣を流用して一時の融通をなさんことを太政官に左の如く上申した。<sup>0.15)</sup>

今數國立銀行條例御頒布に付明治己己以來東京大阪神戸等創立の爲替會社爲始末此程出服之上實際取札候處別紙勘定書の通西京爲換會社は參拾七萬千貳百三拾三圓七拾貳錢四厘大阪は四拾六萬六千五百六拾五圓八拾錢參厘一毛神戸は貳拾貳萬五千七百四拾壹圓七拾參錢五厘合計百六萬四千五百四拾壹圓貳拾六錢貳厘壹毛の損失と相成百方苦慮仕候ても逆も横濱爲替會社改正同様國立銀行引直し振合には難立至候に付彌々身代限申付可の處右會社創立の本源に廻り駕と相糺し候處元來官府慈惠に由て創立致し爾來金銀貸借の際に於て其節大藏省官員出張の上種々制肘の舉動も有之尙甚敷は會社頭取共より官府の御世話有之損毛に相至候事不少趣種々苦情申出到底訴訟の場合に相立候共逆も幾何は官府より辨給し幾何は會社の引附と申分界も判然難相立詰り官民の際に葛藤を生じ候迄にて尤以不都合の至り夫是斟酌の上兼て御渡相成候便宜處分の御委任狀に基き別紙規則書の通處分仕候尤大津敦賀爲替會社の儀は聊本資金の損毛迄にて敢て政府の御厄介には不相成候得共西京外二箇所の會社は悉皆本資金を没入致候ても尙合計五拾貳萬餘圓の損毛と相成るに本資金は大津敦賀同様會社の損分に被立申候得共其餘の損分丈けは前件官府掣肘も有立旁々以無利息にて御貸渡の上發行金券引換並に預り金等返済の始末に會社中一同へ協議の都合に立至り尤右金高銷却の儀は其個所個所從來取立有之候油穀相場所の取扱を會社の頭取共へ任じ其所得の内より毎年幾許の手數料差遣し右



を以當省へ上納爲致候は多年を不出銷却出來可申被存候就ては右不足金高を差當り準備金又は常用金の内より貸渡候方とも被存候得共常用金は毎歲不足を生し候次第準備金は紙幣又は公債銷却の廉へ充て聊たりとも貸渡の都合難相成仍て不得止事會社の金券を新札に引換へ延年銷却差許相成候者と見做し紙幣寮有合の新紙幣を以貸渡設置て會社頭取共へ可下渡相場所手數料を以て直に紙幣寮へ爲相納右金高を以て右發行高の新紙幣年々銷却爲致候は尤以御都合之儀と奉存候右は金券引揚の期限も相迫り候間至急御允許相成候様致し度仍て規則書三册勘定書相添へ此段御伺候也

明治六年三月

大藏大輔 井 上 馨

正 院 御中

併し乍ら未發行の不換新紙幣を一時流通することは、最も窮策であつて、當時大藏省でも大分議論があつた。そこで明に其の銷却の道を立て、速に引揚げなければならぬとして、紙幣寮は其の銷却に充てる歳入は、之を特例で其の寮に受け取ることにして、同年三月二十八日に、左の如く伺定した。<sup>16)</sup>

四京大阪神戸等爲替會社始末の爲先般大輔殿御出張の上御渡相成候別紙規則書寫の通御處分濟にて不足金五拾貳萬五千四百四拾四圓八錢參厘九毛は紙幣寮有札の内より御貸渡相成右金高銷却の爲め所々油穀相場所取扱を以請會社頭取共へ御委任の上幾許の手數料御下渡の筈に付ては多年の後は自然銷却出來可致は勿論の儀にて候得共久遠空札御發行相成候は財政上に於て尤不可然儀と被存候尤大阪の如き盛大なる場所は速に其手數料を以銷却行届可申候得共其他の如き瑣少の相場所に於ては手數料も至少なれば隨て銷却も多年を要すべきに可相至勞々以合計五拾貳萬餘圓の銷却相濟候迄は右箇所の相場所手數料は悉皆紙幣寮へ御渡相成候様致度此段相伺候也

而して此の上申したる處分方法は終に六年三月三十日に裁可せられた。<sup>17)</sup>

16) 明治財政史 第十二卷 442-3頁

17) 同 書 441頁

#### 第四 大藏省事務總裁參議大隈重信の處分案

以上の處分方法に基いて、着々其の處分の手續を遂行して行つたが、政府の貸下金に對する返済の期限が決定されて居ないのみならず、殊に米油相場所の手數料を以て、其の返済に充てることに就いては、一般に弊害百出するため、到底永遠の策ではないといふことが論議されて來て、各爲替會社の處分方法に關する改革意見が喧しくなつた。誰の説であつたかは不明であるが、其の改革意見の一を左に抜き出してみやう。

東京大阪神戸横濱爲替會社商社引負損金支消御處分方法

私儀

各地兩會社創立の儀は御一新の際別て流通の便利物産之蕃殖を御注意被爲在其上人民共營利の洪益を了知せしむべき御趣意を以て商法局又は通商司等御建置相成當職の官員より各地巨商共へ懇々説諭を盡し或は其害を加へ又は射利を以て之を誘ひ漸く創立は致し候得共案より共同經營の方法に暗く何分成立の都合に不立至加之當初説諭之際に於て或は官府の命令と比して相心得候認談も有之鬼角誘導と指令との分別も判然難致候より從事の者共も百般汗漫輕忽の處置多く終に各地共莫大の損失高と相成到底株主連名の者共の自分のみにて其支消を引受解社爲致候はば銘々身元金の外多分の出金無之ては不相成管にて中には其爲め破産退轉に及び候者共も可相生然時は當初の御趣意には全く相反し強て官府より其破亡誘ひ候様相成株主共に於ては只官府を懇睦候のみならず間々當初の指令等を口實と致し彼是控訴及び候哉も難洩其結局に至りては何れにも官府の御厄介筋と可相成殊更今日より推論候得共最初右様の處爲致候も有害無益の行爲と相見へ候得共當時の景況に付て深く思量候得共金札御發行の際にも有之其融通方に於ても多少の方略無之ては不相成是亦國用急迫の時に當り取調達方等夫々盡力爲致候邊も有之彼是

以前審立會の勸誘も亦以不得止の勢にて其間右社中の者共も多少功勞有之候儀に候得ば右等の情實よりは是迄大藏省に於て持久消却の方法相立即今其約束に従ひ居候得共右の御慮置にても詰る處左に收めて右に與ふるの筋にて保久適正の事にも無之哉に候間今改め各地は左の通り御處分相成斷然絶し相當の割合を以て各解社せしめ候方可然と存候依て官府御數恤割合株主損失見積等取調御内意奉伺候也

明治六年六月二十日

四京爲替會社(東京爲替會社東京商社廣瀨爲替會社)  
(會社の處分方法は之を略す)

身元金貳拾參萬八千五百圓餘

損失高三拾七萬二千二百圓餘

大阪爲替會社

身元金四拾六萬六千五百圓餘

損失高七拾五萬圓餘

神戸爲替會社

身元金拾壹萬八千圓餘

損失高貳拾貳萬六千圓餘

三ヶ所共内譯は別紙に有之候事

右三ヶ所合損失高百三十四萬八千四百圓餘有之内身元金は株主共之皆損毛と見做し差引五拾二萬五千四百圓餘は先頃紙幣寮より新紙幣を以て御貸下げ相成候て返納方は各地共米油相場所を特許致し其口錢を以て年々上納消却の筈に相成居候得共此度各地共御處分被成候に就ては右貸下げ金五拾貳萬五千四百圓餘は上納御寄免相成身元金は銘々の損失と致し解社せしめ候はゞ相場所特許も御停廢し相成可然候事

大阪爲替會社より各藩々へ貸金の内損失と見込候分に公債證書御渡可相成口有之候由に付其分丈けは御取調の上御引上被成候

共又は其割合にて貸下げ紙幣を上納爲致候共兩様の内御取計相成可然候事(下略)

此の意見書に續いて大藏省事務總裁參議大隈重信は、六年七月二十四日に正院へ左の上陳書を差出した。<sup>2)</sup>

三府二港兩會社の儀莫大の損失を生じ廢替の變に至り候は固り從事の者共輕忽汗漫の處致に候得ば各分散法を以て處置可致は條理に於て當然のことに候得共畢竟官府の誘導に起因し殊に當時金札發行の際且贋金蔓延の日官府の融通方略に就て多少の功勞有之候者共或は破産類轉に及候を傍觀致し候は又情實に於て所不忍故に先般大藏省より稟申の上穀油限月相場所を特許し其利を以て暫時償却の方法爲立置候得共是亦實に一時の權宜方にて決て適正持久の法に無之現今已に其弊害を醸出致し候間方今國用御多端の折柄此等の御出方決て不相成儀に候得共立會當初の事實等厚く御斟量特別の典を以て左の割合の通り上納金御容捨或は御下げ金相成又株主共にも其力可堪程の損失にて各令解社速に限月相場所廢停且發行の金券をも爲引換候様處分の儀御許可被下度依て別紙相添此段相伺候也

大藏省事務總裁

參議 大隈重信

太政大臣 三條實美殿

政府は同年八月二十四日に此の建議を採用して、貸下金の内十萬圓餘を即納せしめ、其餘は棄捐することに決し、改めて三爲替會社の處分方を大隈重信に命じた。<sup>3)</sup> 其處で大隈は同月二十五日に其の處分方法に關し、左の條項を具陳して、太政官の裁可を得た。

大阪外二箇所爲替會社當番改革の節終に合計五拾貳萬圓餘御貸渡の上其發行金券引換其他預り金返済等夫々此頃迄は爲取計居候處右高の内より拾萬圓丈即今上納爲致其他は悉皆被下切に取計可申旨被 仰出爲其始末私共今度出張被仰出候に付ては御趣

2) 會社全書十二 爲替會社書類

3) 爲替會社書類

4) 明治財政史 第十二卷 444頁-6

旨之通始末可仕見込に御座候處本來右金高御貸渡とは乍申其返済に至りては自然官府へ上納に可相成相場所税金の部分を其の頭取共へ附與直に之を以て上納爲相立候次第にて其實悉皆被下切も同様の姿に相成居候に付ては此度其内より拾萬圓の上納方申付候時は驚愕之餘り必定種々の苦情申立候儀と被存候併し如何様の苦情申立候ても是非御趣意通承服爲致見込に御座候得共實際の模様は随ひ聊緩急の御處置無之候ては事實難被行場合可有之然に押て強戻の處置取計候ては却て御趣意の程如何哉と奉存候に付其條々左に條陳仕候間至急可然御裁可有之度候也

一 當春御貸渡に相成候五拾貳萬圓餘の金額は大阪外二箇所への合高にて逸々分配仕候時は各多少の區別も有之事故今度拾萬圓の上納申付候に付ては矢張貸渡高の多少に隨ひ上納爲致候方可然儀とは被存候得共從來爲替會社貸付金中損分に見据候者之内にも取立の出来可申者も可有之候時は甲會社の損分乙會社の損分より自ら多少の儀も到來可致に付實際検査の上例令ば甲會社損分乙會社の損分より少き時は甲會社へも乙會社の上納より多分の上納金申付不申候ては難叶場合も可有之然る時は私見込を以其邊便宜處置仕到底拾萬圓の金額を三會社より上納爲致候様仕候て可然哉

一 右拾萬圓の金額上納申付候時例令會社承服致候も速に上納難出来旨苦情相唱候時は是亦其前の模様見計三年乃至五箇年賦の見積を以聞届候て可然哉

一 右會社共當春五拾貳萬圓御貸渡以降預り金の返済及發行金券引替共紙幣寮より官員派出監督の上九月を限り即今交換爲取計居候處右金券廣く府縣へ散布致居連も九月又は十月位には交換事業皆濟無覺東越退々出張官員始め會社より報告有之候に付ては是又實際の模様見核り相當の延月申付候て可然哉

一 右金券廣く府縣へ散布致居連も元發行の府縣而已にては交換事業難被行に付交換事業各府縣にて取計可申旨當省より相連置候得ども中には大高の金券流通致居連も府縣の置金位にては間に合兼去連其金額幾何の流通と申事難相分候得ば自然會社より交換元金廻送爲致候譯には參兼候に付右様の府縣へは随々會社の者交換金持參出張の上交換可致旨先達以來相違會社之者出張之上此間類に交換爲致置申候然る處右高の流通場所僅に一二の府縣位に候得は出張の儀も行届可申候得共此上數府縣へ出張可致場合に立至り候時は迎も即今閉店有限の資金を以ては難被行就ては此後出張の儀御免被下其上今般出張

の入費如何様に歎御處置仰度旨先般申出候得共右金券は元來政府より御發行のものにも無之會社の發行もの故如何様入費相掛候共株主共より持寄如何様にも相辨可申旨相違置候處今度右拾萬圓の金額上納申付候時は其金券交換入費は勿論官費相仰度旨申出候者必然の事と存ぜられ候間是亦實地檢査の上實に會社共手にて難被行場合に候はゞ官費に被仰付候積取計可然哉

右の件々相伺候也

明治六年八月二十五日

大藏省事務總裁

參議 大 隈 重 信

太政大臣 三 條 實 美 殿

茲に於て大藏省三等出仕陸奥宗光は、大隈重信の代理として、紙幣頭芳川顯正等と共に西下して、會社處分の改正案に就いて會社と折衝し、其の結果先きに井上大藏大輔が取決めた約束を左の如く改正した。

當地爲替會社當春三月中故との大藏大輔井上馨出張改革の節其不足金額貳拾八萬三千五百六拾壹圓參拾壹圓餘餘候處今般更に改革の上當春の規則書を取捨して左の通り取極め候事

第一 當四月中貨渡置候金貳拾八萬三千五百六拾壹圓餘の高より其三つ割八萬五千六拾八圓餘致上納候上は其他は悉皆被下切に可致候事

第二 其會社の頭取共へ米油相場所の取扱を任じ隨て其相場所に於て從來爲替會社より貸出したる金の取立を爲す等は前の規則の第四條の通りたるべし

但し其取立たる金の半高を大藏省より拜借したる金の内へ上納するの儀は取消悉皆其會社の所得たるべし

第三 米油相場所の儀は追て何分の御沙汰被仰出候迄は従前の通りたるべし尤其會社へ付與し來れる所の手數料は大藏省へ上納するに及ばず悉皆其爲替會社へ付與すべし

第四 其會社より發行したる金券悉皆引揚の上最初の發行高より減少する時は其高丈の準備金は其會社の所得たるべきこと  
前の規則の第七條の通りたるべし

第五 當春取極めたる所の規則中前の諸條に牴觸する所の諸條は凡て取消と可心得事

此の改正案によつて會社は非常に有利となつた。蓋し貸下金の三分の二は帳消しとなり、且つ此後相場所の手數料は全部會社の收入となることになつた。従つて會社としては此の改正案に對して何等異存なく、早速左の願書を差出した。<sup>6)</sup>

奉願上口上覺

當春當地爲換會社改革の節金貳拾八萬三千五百六拾壹圓三拾壹錢壹厘拜借相成候處今般右高の内三割此金八萬五千〇六拾八圓四拾錢上納仕候得ば其餘悉皆被下切に被仰付候段謹て御請奉り候右高上納の儀は當春以來只今迄の米油相場所の手數料は正に被下置候其金高に増加仕金貳萬圓此度即納可仕候其餘不足丈は兼て御省へ御預け申上置候新公債證書を以て御引去り被下度尤右證書相場所の儀は百圓證書實價六拾圓の割を以て御引取仰付候は至極難有仕合奉存候此段奉願上候也

西九月三日

大阪爲換會社

頭取當番

廣岡久右衛門

殿村平右衛門

陸奥正五位殿

此の願出も早速聞届けられ、而して直ちにかくの如き經過となつたといふことが、陸奥宗光か

ら大阪府へ達せられた。<sup>7)</sup>之がため會社も社中一同の連印を以て左の如き請書を陸奥に提出した。<sup>8)</sup>

御 請

當奉當地爲替會社改革の節金貳拾八萬三千五百六拾五圓三拾壹錢九毛拜借相成候處今般右高の内三割八萬五千六拾八圓四拾錢上納仕候はゞ其餘悉皆被下切並御預ケ申上置候公債證書御下げ渡可相成段御達に相成一統難有御請申上候右に付是迄苦情申上候儀も御座候得共前件寛大の御處分に對し向後聊も苦情申上候儀は一切仕聞敷奉存候依て銘々連署御請書送上候以上

明治六年九月

大阪爲替會社

廣岡久 右衛門 鴻池善右衛門

(以下略す)

陸奥 正五位殿

以上の如く改正處分を終了したるため、大隈重信は其の處分顛末を九月二十八日に太政官へ報告した。<sup>9)</sup>

此の改正案に基いて解散の手續を順次履行して來たが、未だ貸附金が全部取立出來なかつたため、會社は會社の名稱を尙存續したいといふことを願出でたけれども、左の如の不許可となつた。<sup>10)</sup>

大阪爲替會社

其社貸山金取立中爲替會社の名稱存在致置度段大阪當寮出張所へ申出の趣も有之候得共右は斷然難即届筋に候條得共意最早金

說苑 大阪爲替會社の業績

第二十八卷 六一三

第四號 一一三

7) 同 書

8) 同 書

9) 明治財政史 第十二卷 450頁

10) 同 書 457頁



券引換社外預り金返辦共濟寄候に付ては來々六月二十日を限り解社充貸出金取立未済の分は銷々相對示談に可致此旨相違候事  
明治七年五月十九日

紙幣頭 得 能 良 介  
之と同時に大阪紙幣寮出張所へも左の如く達せられた。<sup>○11)</sup>

本月一日附來書中西京外國會社貸出金取立済までは會社名稱依然被擱度云々各會社申出之趣再應察案致候處右者大抵承知被致候通寄茂三月中井上前大藏大輔現地出張詳細取調の本發行金券引換及社外預り金返辦共元金の貸貸出金の内容易に取立出來可致分を基本となし社中身元金を没入して之を加へ尙不足の分け許可の現金御貸渡利米油相場會所手数料をも特許相成右金券引換社外預り金返辦共著手之處更に同八月申御詮議の次第有之陸奥正五位現地出張最前御貸渡之内拾萬圓餘一時上納其他悉皆被下切等御處分相成候儀は立會當初の事實官府の誘導に起因し且多少功勞あるの故を以て非常の恩典に屬する儀に有之右の都合にて既に各社金券引換も無滞濟寄社外預り金も大阪大津敦賀の三會社者全く返辦相濟當西京神戸兩會社の分而已聊返戻殘金有之此分早々償還爲致候へば直に解社申付候儀當然の通貸出金取立中會社の名稱存在致置度苦情の趣一應無嫌相聞候へ共金券引換等相濟候上は當寮に於て會社貸出金の結末迄容顧可致理は萬々無之素より社中身元金没入は一統覺悟の儀に付苦情に拘泥採用致候ては實に際涯も無之殊に容秋中正院へ上申の趣旨にも牴觸致し旁々不都合の儀に付頃日本省へも稟議別紙寫の通各會社へ相達且地方官へも御達相成候條右體認備し各會社より其許へ彼是苦情箇間敷儀申出候はゞ可然説諭を加へ可被申候此段相達候也

明治七年五月十九日

紙幣頭 得 能 良 介

六等出仕 岸 有 志 殿

名稱存續の願が不許可となつたため、會社は六月三十日を限つて解社せねばならぬことになつ

た。勿論會社の解散準備は着々進行して居つたのであつて、唯貸出金の内に取立未済のものが少々残つて居たにすぎなかつた。併し結局六月三十日限で解散せねばならなかつたため、終に社中一同は左の申合をして解社した。<sup>12)</sup>

昨春三月當會社御改正仰付候際株主身元金没入致候而も發行金券交換並社外預け金返戻等難行届に付特別之御沙汰を以右不足金若干御貸下げ且返納のため米油會所取扱を御委任其税金半高手数料として被下賜候處同年八月より更に御改正之上前顯御貸下金之内十分之三當座返上納殘七分方被下切且米油税金半高被下方者從前之通被仰付勞御恩典之程深奉感戴頭取始有志之者一列今日に至迄始終出勤從事仕候被金券交換並社外預金返戻等既に悉皆濟寄に付解社可仕義者兼而御沙汰も有之忽御趣意に基き退散可致候處解社と相成候而者跡に貸附金取組之權無之に付右取立中會社名稱存有之儀紙幣寮控出願仕候處右者斷然離開届來る六月三十日を限解社可致候様御報知有之更難否依之奉御請候尤御改正爾後貸附金一途嚴重取立盡力致候に付多分今日集金出來候姿に有之候扱今般解社に付前顯之集金別て別册詳細精算表任立紙幣御發御検査之内割賦之節者其負債無償之區別は現然相立株主各身元金高に應じ公平之割賦を遂可申候乍併貸金取立金半途に有之候間會社名號は無之候得共此末是迄之通御任相成候儘盡力取扱可致候然るに右貸附金者殊更澁滞之虞に而一層勉強之上ならては難取組筋體に有之故會社入費も不少哉に見込候況勉不勉之異同審より可有之筈に候間向後更に設主法將來貸附金取立集金之内十分之三分會社費用に當諸費支拂之上殘金有之候はゞ出勤勉勵之株主に割賦可致候七分は尤株主一統に前顯之通割賦を遂可申候尤人別之取扱專一に可致候自然用尙驅馳之節は無遅に出勤可被致候尙良法有之候はゞ隨時宜改可致候右件と一統異論無之候はゞ調印可被致候也

明治七年戌六月

右書而之通一統異論無之依之調印致候也

爲 替 會 社

此の申合によつて明なる如く、會社は明治七年六月三十日限で解散したのであるが、尙殘務處理

のために、若干仕事が残つて居たやうである。兎に角以上の如き経過を経て會社は解散してしまひ、結局社中は其の身元金のみを損失したこゝとなつたが、實際上に於ては其後其の損失を若干回収した。蓋し貸出金の内で取立の出來た分は、之を社中一同へ割賦したのであるし、錢券の散佚高に對する準備金九百三拾三圓五拾九錢、並びに金券の散佚高に對する準備金六千六百八拾圓は、共に社中へ分配された。

## 第五 大阪爲替會社失敗の原因

抑も大阪爲替會社なるものが明治初年に發生したのは、其處に時勢の要求するところのものがあつたためであつて、唯無意義に生れ出でたものではない。即ち我國が鎖國の迷夢より醒めて、世界各國と交通取引するに及んで、直ちに又必然的に、資本主義的の金融機關、換言すれば當時泰西に於て活動して居た處の合資結社の方法による銀行なるものゝ發生を促さざるを得なかつたのである。従つて其の經營にして宜敷を得て居つたならば、必ずや時勢の要求に投ずる所があつて、益々其の營業は發展して行つたであらう。然るに前に述べたる如く會社が失敗して解散せざるを得ざるに至つたのは何故であつたらうか。其處には種々の原因が存在したであらうが、其の主なるものは次の二つである。

其の一つは政府の干渉の甚だしかつたことである。換言すれば親權主義が崇つたのである。元來爲替會社は人民の設立した私立會社であつたが、實質上に於ては半官半民の會社であつた。當

時未だ商法條例等、會社の營業方法を規定するものは殆んどなく、又會社と政府との關係を分明に定約するものもなかつたため、政府の干渉を受けること甚だしく、而かも實際上の知識に乏しい官吏の指導に支配されたために、終に會社は失敗せざるを得なかつたのである。<sup>2)</sup>

其の二は會社の經營者に適材のなかつたことである。實際會社の業務に當つた人々は從來會社組織による銀行に慣れなかつたため、爲替會社の性質を充分に理解し得なかつた。即ち爲替會社が恰も一つの官署であるかのやうに考へ、自らも苗字帯刀が許されたため官吏であると任じて、會社の成績に就いては夫れ程注意を拂はなかつた。<sup>3)</sup>

此の二大原因によつて會社の經營が都合よく行はれなかつたのであるが、更らに爲替會社の生みの、又育ての親であつた通商司が明治四年七月五日に廢止されたことは、會社の前途に暗影を投ずることとなり、最後に國立銀行條例が制定されるに及んで、終に廢業せざるを得ざるに至つたのである。

- 1) 明治財政史 第十二卷 496-7頁
- 2) 世外侯事歴 維新財政談 中 561頁
- 3) 同書 158-9頁